

庁議記録

日 時 平成29年9月4日(月)

17:00~17:20

場 所 テレビ会議室

【窪田副知事】

それでは、ただいまから庁議を開催いたします。本日の議題は「日EU・EPA交渉の大枠合意に伴う北海道における影響と必要な対策「中間とりまとめ」について」でございます。早速、議事に入ります。総合政策部、農政部、水産林務部、経済部から、それぞれ中間とりまとめについて説明をお願いします。

【長橋政策局長】

政策局の長橋でございます。本日、佐藤部長がロシアからの訪問団の対応をしてございますので、代わって説明させていただきます。

日本とEUとのEPA交渉につきましては、ご承知のとおり、本年7月に大枠合意がなされ、この合意に伴う北海道への影響と必要な対策につきまして、関係各部と連携して中間取りまとめを行ったところでございます。農林水産、商工業関係の個別品目につきましては、関係部長からご説明いただきますので、私からは、全体部分について説明させていただきます。

資料1の1ページをご覧くださいと思います。この度の大枠合意におきましては、国家貿易制度などの基本制度の維持やセーフガード等の国境措置が確保される一方、本道の重要品目における関税の撤廃や削減などにより、農林水産業や地域への影響が懸念されているところでございます。また一方で、EUへの関税の撤廃による輸出に向けた取組の拡大も期待されますことから、この度の合意内容や、想定される本道への影響と必要な対策について、中間取りまとめを行ったものでございます。

取りまとめた項目についてでございますが、関税等の物品市場アクセスについては合意がなされているものの、ルール分野については一部継続協議となっている項目がありますため、今回は、物品市場アクセスについて取りまとめを行い、物品以外の市場アクセスやルール分野については、今後とも情報の収集に努めていくことといたします。また、物品市場アクセスの中でも、地域などからのご意見や詳細な情報が少なく、影響を見極めることが必要な品目につきましては、引き続き、その動向を注視していくこととし、今回は、目次にありますとおり、日本への輸入、いわゆる守りとともに、EUへの輸出、いわゆる攻めの両面から、北海道への影響が想定される主な品目に絞って取りまとめを行ったところでございます。取りまとめに当たりましては、下段の参考にありますとおり、これまで外務省や農林水産省などによる説明会が開催されておりますので、こうした説明会などを通じて、情報収集を行いますとともに、各部や振興局を通じて、地域や関係団体などからご意見を伺いながら、取りまとめを行ったところでございます。

最後に今後の対応についてでございますが、参考資料として、この度の大枠合意を踏まえた国の基本方針を添付してございますが、この中で国は本年秋を目途に「総合的なTPP関連政策大綱」を改訂するかたちで、今後の対策を取りまとめることとしておりますことから、この度の中間取りまとめを踏まえ、必要な対策について、より具体的な検討を行い、関係団体とも連携をして、国に対して要請を行いますとともに、道といたしましても必要な施策を展開してまいりたいと考えております。

以上、中間取りまとめの概略について説明させていただきましたが、一部継続協議となっている項目があるなど今後とも、その動向を注視していく必要がございますので、各部局及び振興局におかれましても、国や関係団体、地域からの情報収集などにつきまして、引き続き、よろしくお願いを申し上げます。私からは以上でございます。

【小野塚農政部長】

農政部の小野塚でございます。資料の2ページ、豚肉、牛肉でございますが、まず、豚肉につきましては、この度の合意におきまして、差額関税制度が維持されますとともに、長期の関税削減期間ですとか、セーフガードが確保された訳ですけれども、低価格部位に対する従量税というのが、現行1kgあたり482円から最終的には50円まで下がりますので、想定される影響といたしましては、低価格部位の輸入が増加することも考えられることから、需給緩和と国産価格の低下が懸念されるとしております。牛肉につきましては、長期の関税削減期間やセーフガードが確保されておまして、EUからのこれまでの輸入実績も極めて少ない状況でございますが、関税が削減されますことから、今後の輸入動向を注視する必要があるものと考えております。こうしたことを踏まえまして、必要とする主な対策例として、国産食肉が確実に再生産可能となるような万全な体質強化対策の充実や、牛・豚マルキン等の国産食肉の安定供給を図るための経営安定対策の充実といったことを挙げさせていただいております。

次に3ページでございます。乳製品のうち脱脂粉乳、バター、ホエイに関し、まず脱脂粉乳、バターについてですけれども、この度の合意では、国家貿易が維持された上で、最近の追加輸入量の範囲内での民間貿易によるEU枠が設定されることとなりました。EU枠の数量に上限はありますものの、安価な脱脂粉乳やバターの輸入が増加すると考えられますことから、需給の緩和と国産品の価格低下が懸念されるところでございます。脱脂粉乳と競合する可能性が高いホエイに関しては、合意内容は、TPPで関税が撤廃されたのに対して、削減ということに留まり、またセーフガードが確保されたところでございますが、関税の削減により、輸入が増加することも考えられますことから、脱脂粉乳の需給緩和と国産脱脂粉乳の価格の低下が懸念されます。こういったことから、主な対策例として、国産乳製品については、確実に再生産可能となるような万全の体質強化対策の充実や、国産乳製品の安定供給を図るための経営安定対策の充実といったことを掲げております。

次に4ページでございます。チーズですけれども、ソフト系のチーズにつきましては、この度の合意では、横断的な関税割当が設定され、枠内税率が段階的に撤廃されることとなりました。枠数量は国内消費の動向を考慮して、国産の生産拡大と両立できる範囲内で設定されておりますが、高品質で低価格なチーズの輸入も増加すると考えられますことから、それらと競合する道内農家チーズや工房チーズなどへの影響が懸念されるところでございます。ハード系チーズにつきましては、段階的に関税が撤廃されますものの、長期の撤廃期間が確保され、また、プロセス原料用チーズの国産抱き合わせ無税の関税割当制度が維持されましたけれども、現在、国産ハード系の大部分は抱合せ制度の下で、プロセス原料用に仕向けられておまして、関税の段階的な削減に伴って、抱合せ制度のメリットが消失してしまった後の、プロセス原料用の輸入の増加といったことが懸念されるところでございます。こうしたことを踏まえまして、チーズに関し必要とする主な対策例といたしまして、脱脂粉乳・バター等と同様に、体質強化対策や経営安定対策の充実といったことに加えまして、国産チーズの競争力強化のための原料面・製造面での対策の充実ですとか、国産チーズの消費拡大対策の推進といったことを挙げております。私からは以上でございます。

【森田食の安全推進監】

農政部食の安全推進監の森田でございます。EUへの輸出に関しまして、畜産物、日本酒についてご説明を申し上げます。まず畜産物について、10ページをご覧ください。今回の合意内容につきましては、牛肉等の食肉、卵、牛乳・乳製品のいずれも関税が即時撤廃されております。影響といたしましては、関税の撤廃による輸出の取組が期待されるところでございますが、牛肉以外の品目につきましては、日本がEUの輸出承認リストへ掲載されること、あるいは施設の認定など、規制が整理される必要がございます。こうしたことを踏まえまして、主な対策例といたしましては、輸出に必要となる生産体質の強化策や、国内環境の整備等の充実を挙げております。

続きまして11ページ、日本酒についてでございます。合意内容につきましては、関税が即時撤廃されたところでございます。影響といたしましては、関税の撤廃による輸出の取組が期待されるところでございまして、主な対策例といたしましては、輸出促進に向けた環境の整備等の充実を挙げているところでござ

ざいます。以上でございます。

【幡宮水産林務部長】

水産林務部の幡宮でございます。水産林務関係まず6ページをご覧ください。林産物でございます。製材や構造用集成材の関税が段階的に撤廃され、8年目に0にするという大枠合意の内容になっております。本道の人工林資源が本格的な利用期を迎え、森林資源の循環利用を推進している中、今後、安価な輸入製品の流通拡大により、競合する道内のカラマツ・トドマツ等の製材や集成材などの価格が低下し、木材関係業者のみならず、素材生産業者や森林所有者への影響も懸念されるところでございます。そのための対策といたしまして、道産木材の競争力強化や森林整備を低コストで効率的に進め、道産木材を安定供給するための施策の充実が必要と考えております。

次に、7ページの水産物についてでございます。サケ・マス、マダラ等は即時関税撤廃、イカ類、イワシ等は段階的に4年目から16年目に0になると、また、WTOやTPP交渉でも議論され、懸念されておりました漁業補助金につきましては、禁止補助金の対象外という大枠合意の内容になっております。林産物と同様、安価な輸入品の流通によって、道産水産物の価格低下や畜産物への置き換わりなどが懸念されているところであり、そのための対策といたしましては、水産物の競争力強化や漁港の衛生管理、水産物の安定供給対策の充実が必要と考えております。

また、輸出関連につきましては9ページになりますが、ホタテガイにつきましては、8年目に関税撤廃されることになっており、今後、輸出の拡大に向けた環境整備、安定供給体制の確立に向けた取組への支援、海外での市場調査や販売促進活動などを実施していく必要があると考えております。

水産林務部としては、今後とも、本道の水産物及び林業・木材産業が成長産業として発展していくことができるよう、国に対して万全の対策をしっかりと求めてまいりたいと考えております。以上です。

【阿部経済部長】

経済部でございます。「中間取りまとめ」のうち、商工関係について、ご説明申し上げます。まず資料の5ページをご覧ください。パスタについてでございますが、道内における生産量は少ないものの、段階的に関税が撤廃になることに伴いまして、輸入量が増加することにより、国産製品と競合することが懸念されることから、品質の向上やブランドの浸透、また新商品開発等による競争力の強化が必要と考えているところでございます。

次に、8ページ目のワインでございますが、関税の即時撤廃によりまして、価格に占める関税の割合が大きい、いわゆる低価格ワイン市場への影響が懸念されますほか、道産ワインの存在感そのものが相対的に低下する懸念もありますことから、道産ワインの品質向上とブランド浸透、また国際的に通用する地理的表示の早期実現が必要と考えているところでございます。

一方、輸出分野につきましては、12ページでございますが、自動車の部品について記載しておりますが、関税の即時撤廃によりまして、輸出拡大の可能性が高まることが期待されているところでございます。以上でございます。

【窪田副知事】

どうもありがとうございました。この件に関しまして、ご発言等あれば出して下さい。ございませんか。議題は以上でございますが、その他この機会に何かご発言等あれば、それも併せていかがでしょうか。よろしいですか。それでは知事からお願いいたします。

【高橋知事】

お疲れ様でございます。高橋でございます。前回の庁議におきまして、本道への影響をしっかりと把握しておくことが必要であるという認識を皆さん方と共有したところでありまして、今回、あまり時間が経っていない中で、また、大筋ではなく大枠合意ということなどを含めて、限られた情報の中で、こういっ

た取りまとめをやっていただいたことを大変お疲れ様でございました。

この中間取りまとめに掲げた品目は、いずれも、本道産業の成長に不可欠なものでありますので、今回のE UとのE P Aを契機といたしまして、守るべきものはしっかりと守る、そして一方で、一層の国際競争力を高めていくという「攻め」の部分の姿勢、両にらみが必要と、このように思う次第であります。

ホタテなど輸出拡大が期待される品目があります。また、チーズなど国内流通への影響が懸念される品目もあります。こういったそれぞれの影響の方向性がある品目の中で、それぞれの品目の市場の維持、拡大に向けて、生産性の向上、ブランド力の強化、マーケティングといった対策を我々道自らが積極的に推進していかなければならないことは当然であります。国に対しても、効果的な働きかけを行っていかねばならないと思う次第であります。国に対しては、影響が大変大きいと思われるチーズ、畜産等の分野について、対策例ということで、ここでも書いていただいております予算措置を伴うような政策については、どのタイミングで効果的に要請をしていくのか、こういったことも情報収集をしっかりとやっていただければと思う次第であります。これから大枠から大筋へ、そして成案へと幅広い分野の交渉が進展していくことが想定されるところであります。各部、東京事務所、各振興局において、引き続き情報収集と影響分析をしっかりと行っていただきたいと思っております。

それから来週から3定議会が始まります。是非それぞれの部毎に、それぞれの分野毎にしっかりとした重要政策課題についての議論をお願いいたします。私からは以上であります。

【窪田副知事】

以上を持ちまして、庁議を終了いたします。どうもご苦労様でございました。